

# 夕張市財政再生計画の変更 (平成27年9月)の概要

- 本年6月5日に夕張市の財政再生計画の変更に同意したが、その後に発生した新たな事情に早急に対応するため、財政再生計画に計上した平成27年度分の歳入・歳出額を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保及び歳出の抑制により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針並びに財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額については変更はない。

## I 経過

- H27.9.10 夕張市議会が財政再生計画の変更を議決
- 〃 夕張市長が総務大臣宛の財政再生計画変更報告書及び財政再生計画変更協議書を北海道知事に提出
  - 〃 北海道知事が意見を付して財政再生計画変更報告書及び財政再生計画変更協議書を総務大臣に提出

## II 歳入・歳出額の変更における主な内容

### 1 主な変更事項

- (1) 地域住民生活等緊急支援事業(地域消費喚起・生活支援型)(+21百万円)  
平成26年度の国の補正予算において創設された「地域住民生活等緊急支援のための交付金(地域消費喚起・生活支援型)」を活用し、北海道からの支援を受けて、プレミアム付商品券を追加発行するもの。  
(財源)道支出金21百万円
- (2) 社会保障・税番号制度対応システム改修(+20百万円)  
社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)導入に伴い、総合行政システム(地方税務システム、国民年金システム、国民健康保険システム)、介護保険システム、後期高齢者医療システム及び児童福祉システムの改修、団体内統合利用番号サーバの構築を実施するもの。  
(財源)国支出金10百万円、一般財源10百万円

### (3) 炭鉱生活館解体（＋20百万円）

現在閉館中の炭鉱生活館については、外壁が剥落する等老朽化が著しく、周辺施設の見学者等に危険を及ぼす恐れがあることから解体を実施するもの。

（財源）子ども文化振興基金繰入金20百万円

※ 変更に必要な一般財源については、財政調整基金繰入金等により対応するため、財政再生計画の主要部分である計画期間等への影響はない。

## 2 性質別歳入・歳出の増減

### 【一般会計】

#### (1) 歳入

国・道支出金の増（＋55百万円）、繰入金の増（＋62百万円）、地方債の増（＋12百万円）、その他の増（＋1百万円）により130百万円の増

#### (2) 歳出

物件費の増（＋60百万円）、維持補修費の増（＋1百万円）、建設事業費の増（＋20百万円）、繰出金の増（＋9百万円）、その他の増（＋40百万円）により130百万円の増

**(参考) 歳入・歳出の全体像**

**【一般会計】**

(27年度予算)

(単位：百万円)

区 分		変更前	変更後	増減額	主な内容
歳 入	地 方 税	804	804	—	
	地方譲与税	59	59	—	
	地方交付税	4,848	4,848	—	
	国・道支出金	1,749	1,804	55	社会保障・税番号制度システム整備補助金+10 コンパクトシティ先行モデル構想策定事業補助金+16 地域ふれあいプレミアム付商品券発行促進事業補助金+21 社会保障・税番号制度番号カード交付事業費補助金+3 国民年金事務費交付金+1 子ども子育て支援交付金(国)+2 子ども子育て支援交付金(道)+2 放課後児童対策事業費補助金(道)▲3 低所得者保険料軽減負担金(国)+2 低所得者保険料軽減負担金(道)+1
	繰 入 金	1,028	1,091	62	幸福の黄色いハンカチ基金繰入金+15 子ども・文化振興基金繰入金+21 財政調整基金繰入金+27
	地 方 債	672	684	12	臨時財政対策債+12
	そ の 他	1,138	1,138	1	夕張まちづくり寄附金+1
	合 計	10,299	10,429	130	
歳 出	人 件 費	1,057	1,057	0	
	物 件 費	765	825	60	コンパクトシティ構想策定事業+16 再生方策検証委員会開催+1 ふるさと納税啓発事業+11 総合行政システム改修(マイナンバー対応)+13 児童福祉システム改修(マイナンバー対応)+2 総合行政システム改修+15 通学路交通安全プログラム策定+1
	維持補修費	414	415	1	共同浴場管理+1
	扶 助 費	1,451	1,451	—	
	建設事業費	993	1,013	20	炭鉱生活館解体+20
	公 債 費	3,682	3,682	—	
	うち再生振替特例債	2,558	2,558	—	
	繰 出 金	955	964	9	介護保険事業会計繰出金+7 後期高齢者医療事業会計繰出金+2
	そ の 他	983	1,023	40	幸福の黄色いハンカチ基金積立+1 幸福の黄色いハンカチ基金助成+1 地域住民生活等緊急支援事業(地域消費喚起・生活支援型)+21 通知カード・個人番号カード関連事務+3 臨時福祉給付金給付事業費及び給付事務費補助金の返還+1 子育て世帯臨時特例給付金給付事業費及び給付事務費補助金の返還+1 障害者自立支援給付費国庫負担金の返還+7 障害児入所給付費等国庫負担金の返還+1 障害者医療費国庫負担金の返還+1 障害者自立支援給付費道費負担金の返還+3
	合 計	10,299	10,429	130	

※端数処理の結果、増減額及び合計が一致しない場合がある。

# 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

## 健全段階

- 指標の整備と情報開示の徹底
- ・フロー指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標：将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

## 財政の早期健全化

- 自主的な改善努力による財政健全化
- ・財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

## 財政の再生

- 国等の関与による確実な再生
- ・財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- 【同意無】
  - ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】
  - ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

## 公営企業の経営の健全化

### 早期健全化基準

### 財政再生基準

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、東京都の基準は、別途設定されている。

実質赤字比率	道府県：3.75% 市町村：11.25%～15%	道府県：5% 市町村：20%
連結実質赤字比率	道府県：8.75% 市町村：16.25%～20%	道府県：15% 市町村：30%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	都道府県・政令市：400% 市町村：350%	

資金不足比率  
(公営企業ごと)

### 経営健全化基準

20%

3年間(平成21年度から平成23年度)の経過的な基準(都道府県は25%→25%→20%、市区町村は40%→40%→35%)を設けている。東京都の基準についても、経過措置が設けられている。

指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用

(健全財政)

(財政悪化)